

所管部課		地域福祉部 障害福祉課		部長		伊野宮 崇	
件 名		東大和市手話言語条例について					
		区分	○	1 審議事項		2 報告事項	
関係事項	条例規則						
	部課機関						
1. 要 旨 (1) 条例の主旨 障害者の権利に関する条約や障害者基本法に手話が言語として位置付けられ、東大和市議会においても陳情が採択されたことを踏まえ、手話が言語であるとの認識のもとに、手話の理解の促進及び普及を図り、手話を必要とする者の基本的人権の尊重と、地域共生社会の実現に資するために、標記の条例を制定するものである。 (2) 条例の内容 ①前文 ②本則 第1条 目的、第2条 定義、第3条 基本理念、第4条 市の責務 第5条 市民の役割、第6条 事業者の役割、第7条 施策の推進、 第8条 施策の推進における配慮等、第9条 意見の聴取、第10条 委任 ③附則 (3) 施行日 令和7年4月1日 (4) 影響及び効果 言語としての手話の理解促進と普及及び手話を必要とする者の暮らしやすいまちづくりに資する。 2. 経 過（現時点に至るまでの経過） (1) 令和2年3月 第1回市議会定例会において手話言語条例に関する陳情を採択 (2) 令和6年2月～10月、関係団体（聴覚障害者協会、手話通訳者の会、手話サークル）との懇談会を計5回開催【令和6年2月、3月、7月、10月（2回）】 (3) 令和6年11月29日 東大和市議会議員全員協議会において、条例案の骨子を説明 (4) 令和6年12月6日～令和7年1月6日 条例案の骨子についてパブリックコメント実施 (5) 総務課法規係において審査済み。 3. 留意事項（問題点等） 4. 主管部処理案（検討結果等） 令和7年第1回市議会定例会に議案として提出したい。 5. 審議結果							

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。